

積立式定期預金規定

1. 預金の預入れ等

この預金の預入れは、1回あたり5,000円以上とし、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものにより当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。口座振替以外の預入れの場合は必ず積立式定期預金通帳（以下、「通帳」といいます。）を持参して下さい。

2. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. 口座振替による預入れ

口座振替によるこの預金への預入れは、別に提出された申込書または口座振替依頼書の内容にもとづき次により取扱います。

- (1) 振込指定日にあらかじめ指定された当座預金口座または普通預金口座（以下、「引落指定口座」といいます。）からあらかじめ指定された振替金額（以下、「振替金額」といいます。）を自動的に引落とし、この預金口座へ入金します。この場合、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。
- (2) 振替指定日が銀行の休日の場合は、翌営業日に振替えます。なお、振替指定日とお預入れ期限日が同一日で、かつ休日にあたる場合は、その前営業日を振替指定日とします。
- (3) 振替日における引落指定口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。ただし、振替金額の不足額が当座勘定貸越約定書、総合口座取引規定、京銀総合口座 RICH 取引規定に定める貸越限度額の範囲内で、かつ「当座貸越が発生する場合の取扱」で、「振替を中止する」の指定がない場合は、振替を行います。なお、同時に数件の支払を要し、預金残高がその総額を振替える（支払う）に足りないときは、そのいずれを振替える（支払う）かは当行の任意とします。
- (4) 引落指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当行へ届出てください。

4. 預金の種類、期間、継続の方法、支払時期等

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた型区分により次のとおり取扱います。

- (1) 個人名義の口座
 - ① 一般型

- A 預入れ（後記Cに規定する継続を含む）のつど、各別の「預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金」（以下、「3年指定定期」といいます。）とします。
- B 同一日に預入れられた預金はこれを取りまとめ1口の「3年指定定期」とします。
- C 「3年指定定期」は、継続の停止または解約の申出のない限り最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ「3年指定定期」に自動的に継続します。
- D 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行に申出てください。
- E 「3年指定定期」は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。
 - (A) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当行に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
 - (B) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
 - (C) (A) または (B) による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
 - (D) (A) または (B) により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、(A) または (B) による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に前記Cにより取扱います。

② 年金型

- A 当初預入日から通帳記載の初回受取日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金はあらかじめご指定の預入れ期限まで預入れることができます。
 - (A) 預入れ（後記（C）に規定する継続を含む）のつど次の各別の定期預金とします。
 - ① 預入日（または継続日）の1年後の応当日から初回受取日までの期間が2年3か月以上の場合……「3年指定定期」
 - ② 預入日（または継続日）の1年後の応当日から初回受取日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合……1年自由金利型定期預金（M型）
 - ③ 預入日（または継続日）の1年後の応当日から初回受取日までの期間が2年以下の場合……初回受取日を満期日とする期日指定定期預金
 - ④ 預入日（または継続日）の1年後の応当日が初回受取日以後となる場合……初回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（それぞれの期間に応じ3か月、6か月、期日指定方式のいずれか）
 - (B) 同一日に預入れられた預金はこれを取りまとめ1口の定期預金とします。
 - (C) 「3年指定定期」、1年自由金利型定期預金（M型）は満期日にその元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって前記（A）に規定する定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

- B 通帳記載の初回受取日においては次のとおり取扱います。
- (A) 初回受取日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額を通帳記載の受取回数で除した金額（100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記（C）により取扱う）を別に提出された受取指定依頼書に記載の受取指定口座（以下、「受取口座」といいます。）へ入金する方法で支払います。
- (B) 前記（A）により算出された金額（ただし100円単位とする）を元金として、預金金額が各々同一の次の11口の定期預金（以下、「再預入定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成し、この預金に預入れます。
- ① 3か月自由金利型定期預金（M型）
 - ② 6か月自由金利型定期預金（M型）
 - ③ 9か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）
 - ④ 1年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑤ 1年3か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑥ 1年6か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑦ 1年9か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑧ 2年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑨ 2年3か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑩ 2年6か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
 - ⑪ 2年9か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金（ただし、受取回数が12回に満たない場合は、受取回数より1口少ない口数の定期預金を前記①より順次作成します。）
- (C) 初回受取日に満期日の到来している各別の定期預金の元利金の合計額から前記（A）により支払われた金額と前記（B）により作成された「再預入定期預金（満期支払口）」の元金合計額を差引いてなお残額があるときは、この残額を次により取扱います。
- ① 受取回数が12回以下の場合……この残額は預入期間が最も長い「再預入定期預金（満期支払口）」の元金に追加します。
 - ② 受取回数が12回を超える場合……この残額を元金として1口の「3年定期預金」（以下、「再預入定期預金（継続口）」といいます。）を作成し、この預金に預入れます。
- C 「再預入定期預金（満期支払口）」はそれぞれの満期日に元金合計額を「受取口座」へ入金する方法で支払います。
- D 「再預入定期預金（継続口）」は、その満期日にその元利金を前記Bの（A）から（C）の順序に従い取扱います。この場合、前記Bの（A）から（C）に「初回受取日に満期日の到来している各別の定期預金」とあるのは「再預入定期預金（継続口）」に、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち再預入定期預金（継続口）の満期日における残余の受取回数」と読替えるものとします。
- また、残余の受取回数が12回に満たない場合は、前記Bの（B）に定める順序に従い、「再預入定期預金（満期支払口）」を作成し、この預金に預入れます。ただし元金は100円単位とし100円未満の端数があるときは、その100円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い「再預入定期預金（満期支払口）」の元金に追加します。

- E 前記Dにより作成された「再預入定期預金（継続口）」の満期日が到来したときも、前記Dにより取扱うものとし、以後も同様とします。
- F 通帳記載の最終受取日にこの預金の元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この預金口座の残高はありませんので通帳は無効となります。
- G この預金に受入れた「3年指定定期」、1年自由金利型定期預金（M型）の継続を停止するときは前記①-Dの規定によります。ただし、1年自由金利型定期預金（M型）の場合は、前記①-Dに「最長預入期限」とあるのは「満期日」に読替えるものとします。
- H この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を指定するときは前記①-Eの規定によります。

③ 目標日指定型

当初預入日から通帳記載の目標日の前日までは、前記②-Aと同様に取扱います。この場合、前記②-Aに「初回受取日」とあるのは「目標日」と読替えるものとします。なお、目標日までに受入れた定期預金は前記②-G、Hと同様に取扱います。この預金は、目標日以後に支払います。

④ リピート型

- A この預金は、通帳記載の初回受取日および初回受取日からあらかじめ指定を受けた一定の期間（以下、「受取周期」といいます。）ごとの初回受取日の各応当日を「受取日」とし、預入日から預入日の1か月後の応当日以後最初に到来する受取日（以下、「次回受取日」といいます。）までの期間に応じて、預入れのつど次の各別の定期預金とします。なお、受取周期を指定しない場合は、初回受取日のみを受取日とします。

(A) 預入日から次回受取日までの期間が1か月以上1年以下の場合

次回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

(B) 預入日から次回受取日までの期間が1年超3年未満の場合

次回受取日を満期日とする期日指定定期預金

(C) 預入日から次回受取日までの期間が3年以上5年以下の場合

次回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（複利型）

- B 同一日に預入れられた預金はこれを取りまとめ1口の定期預金とします。
- C この預金は、通帳記載の最終受取日の1か月前の応当日まで預入れできます。
- D この預金の各別の定期預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- E 最終受取日を変更する場合は、次の受取日の1か月前までに通帳および届出の印章を持参のうえ当行に申出てください。この申出を受けた場合は、次の受取日を最終受取日とします。
- F この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を指定する時は、前記①-Eの規定によります。
- G 通帳記載の最終受取日にこの預金の元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この預金口座の残高はありませんので通帳は無効となります。

(2) 法人名義の口座

① 一般型

預入れ（継続および後記5－(1)－②－Aに規定する中間利払預入を含む）のつど各別の2年自由金利型定期預金（M型）とするほかは前記(1)－①と同様に取扱います。

この場合前記(1)－①－C、Dに「最長預入期限」とあるのは、「満期日」に読替えるものとします。ただし、2年自由金利型定期預金（M型）の満期日の変更はできません。

② 目標日指定型

当初預入日から通帳記載の目標日の前日までの期間の取扱いについては、この期間の預入れ（継続および後記5－(1)－②－Aに規定する中間利払預入を含む）のつど次の各別の自由金利型定期預金（M型）とするほかは前記(1)－②－Aと同様に取扱います。この預金は目標日以後に支払います。

- A 預入日（または継続日）の2年後の応当日から目標日までの期間が3か月以上の場合……2年自由金利型定期預金（M型）
- B 預入日（または継続日）の2年後の応当日から目標日までの期間が3か月未満の場合（ただし、この応当日が目標日となる場合は除く）……1年自由金利型定期預金（M型）
- C 預入日（または継続日）の2年後の応当日が目標日以後となる場合……目標日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（それぞれの期間に応じ3か月、6か月、1年、2年、期日指定方式のいずれか）

5. 利 息

(1) この預金の利息は、次のとおり計算し、満期日に元金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算し、満期日に元金とともに支払います。

- A 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
各預入時の店頭表示の「2年未満」の利率
- B 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以上の場合
各預入時の店頭表示の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における預入時の店頭表示の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算（預入期間3年以上5年以下の場合は6か月複利の方法による）し、満期日に元金とともに支払います。ただし、2年自由金利型定期預金（M型）の利息の支払いは次によります。

- A 預入日（または継続日）から1年後の応当日（以下、「中間利払日」といいます。）に「約定利率×70%」（小数点第4位以下は切捨て）で計算した中間利払利率による中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、「中間利払日」にこの預金に預入れるものとします。

B 預入日（または継続日）から満期日までの日数について、「中間払利息」を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は満期日に元金とともに支払います。この「満期払利息」は継続停止または解約の申出のない限り満期日にこの預金の元金に組入れます。

- (2) 継続を停止した場合における「満期払利息」および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は次により支払います。

① 期日指定定期預金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

ただし、BからFの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

② 自由金利型定期預金（M型）の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6か月未満	解約日における普通預金の利率
(B) 6か月以上1年未満	約定利率×50%
(C) 1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、(B) および (C) の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6か月未満	解約日における普通預金の利率
(B) 6か月以上1年未満	約定利率×20%
(C) 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
(D) 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%

(E) 2年以上2年6か月未満 約定利率×50%

(F) 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%

ただし、(B) から (F) の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

C 預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(B) 6か月以上1年未満 約定利率×10%

(C) 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%

(D) 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%

(E) 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%

(F) 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%

(G) 3年以上4年未満 約定利率×70%

ただし、(B) から (G) の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

D 預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(B) 6か月以上1年未満 約定利率×10%

(C) 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%

(D) 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%

(E) 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%

(F) 2年6か月以上3年未満 約定利率×40%

(G) 3年以上4年未満 約定利率×60%

(H) 4年以上5年未満 約定利率×80%

ただし、(B) から (H) の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

6. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。ただし、リピート型については、書替継続はできません。また、年金型については初回受取日以後の書替継続はできません。
- (3) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をおことわりするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
 - B 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - C 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - D その他前各号に準ずる行為

(5) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

- ① 法人名義の口座の場合、同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数が少ないものからとします。
- ② 個人名義の口座の場合、同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。
- ③ 前2号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

(6) 前項の順序で最後に解約することとなった預金が期日指定定期預金以外の場合は、その預金は全額解約します。また、その預金が期日指定定期預金の場合は、次により解約します。

- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額

- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
- A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
 - B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

7. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ち当行へ届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

8. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。お客さまの成年後見人等について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、お客さまが個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. 盗難通帳による払戻し等

- (1) お客さまが個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条にお

いて「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと
 - B お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行がこの預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. 口座の自動閉鎖

下記条件に該当する場合、預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

- (1) 口座残高がゼロであること
- (2) 最終取引日から1年経過していること

12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 通帳への記載

通帳には、口座振替または店頭で預入れられた金額、利息額、支払金額および残高等を記載します。

14. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行

に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては支払いは不要です。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 休眠預金等活用法に係る異動事由

この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの利息の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) お客さま等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② お客さま等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地
- (4) お客さま等からの申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと。
- (5) お客さま等からの申出にもとづく契約内容の変更（お客さま等からの申出による口座移管および支払開始日の変更に限る）があったこと。
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- (7) この預金が他の預金等と一体となった1冊の通帳にて預入されている場合において、その通帳に預入されている他の預金について、前1項から5項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

16. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行がお客さま等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場

合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客様の意思によらないで返送された時を除く）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること

預金に係る債権の行使が期待される日：

預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあたっては初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた期間の満期日

A 払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利息の支払に係るものを除きます。）

B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

C お客様等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(A) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(B) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所

D お客様等からの申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと

E お客様等からの申出にもとづく契約内容の変更（お客様等からの申出による口座移管および支払開始日の変更に限る）があったこと

F 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと

G 当行がお客様等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知がお客様等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客様の意思によらないで返送された時を除く）に限ります。

③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合

預金に係る債権の行使が期待される日：他の預金に係る最終異動日等

④ 他の預金等と一体となった1冊の通帳にて預入される他の預金について、前1号から2号に掲げる事由が生じた場合

預金に係る債権の行使が期待される日：他の預金に係る最終異動日等

17. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は

消滅し、お客さま等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、お客さま等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、お客さまは、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) お客さま等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ②この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さま等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、お客さま等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

18. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページの掲載による公表その他の相当の方法により周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020年4月20日現在